

中立的な立場で公正な判断ができる農業者以外の農業委員（中立委員）の候補者を募集します

市町村の農業委員会には、農業委員会の公平・公正な判断に資するよう農業分野以外の者の意見を反映させるため、「農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者」を1人以上置くことが義務づけられています。

令和5年5月13日に任期満了となることから、昨年12月に農業委員と農地利用最適化推進委員の候補者を募集しましたが、中立委員となられる方の応募がなかったため、引き続き募集を継続します。

■募集方法

- ・推薦または応募。所定の用紙に必要事項を記入のうえ、提出をお願いします。
- ・用紙は、農業委員会事務局に備え置きしています。また、ホームページからもダウンロードできます。
- ・受付時間は、開庁日の午前8時30分から午後5時15分までです。

■受付場所 農業委員会事務局（榛東村役場2階）

■応募資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者であって、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者。

また、農業委員選任予定日において、次のいずれにも該当する者。

- ①原則として本村に住所を有する者で、本村の農業に精通し、地域農業の振興及び発展に対して意欲がある者、
- ②村の職員でない者。

なお、次のうちいずれかに該当する方は、委員になることができません。

- ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

■任期 任命 ～ 令和8年5月13日

■報酬 条例で規定する額

■募集から任命まで

候補者応募・推薦→候補者評価委員会→委員の任命・議会の同意

